

亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）により実施する事務で規則に定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	亀岡市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）により実施する事務で規則に定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）により実施する事務で規則に定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条</p> <p>この法律は、（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等）について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって（国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること）を目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>市長は、（重度心身障害老人）の（健康を保持し、もって障害者福祉の向上を図る）ため、重度心身障害老人の健康管理に要する費用についてこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において重度心身障害老人健康管理事業費を支給する。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）第7条
事務の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要項第7条の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱第2条に定める者
------------	--------------------------------

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	